

デジタル関係制度改革検討会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会

技術カタログ運用タスクフォースの開催について

1 デジタル関係制度改革検討会 テクノロジーベースの規制改革推進委員会の下、技術カタログへ掲載する技術情報に関するサイバーセキュリティ及びサプライチェーンリスクについての確認・検討を行うため、技術カタログ運用タスクフォース(以下「カタログ TF」という。)を開催する。

2 カatalog TF の構成員等については、次のとおりとする。

(1)カタログ TF の構成員はテクノロジーベースの規制改革推進委員会座長の承認を得た者とする。

(2)カタログ TF の構成員の中から、座長を選出する。

(3)カタログ TF における座長及び構成員については、公開することにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、原則非公開とする。

(4)カタログ TF における座長及び構成員は、在任期間の終了後、任期中に携わった案件が技術カタログとして公表された後に、公表することとする。

3 カatalog TF の運営等については、次のとおりとする。

(1)カタログ TF は、原則として書面開催とする。

(2)議事の内容については、公開することにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、非公開とする。

4 カタログ TF の庶務は、戦略・組織グループにおいて処理する。

5 前各項に定めるもののほかカタログ TF の運営に関する事項その他必要な事項は、カタログ TF の座長の承認を得て決定する。